

危機レベル別の本部体制

危機レベル	危機レベルⅡ（警戒レベル）	危機レベルⅣ（対策本部設置レベル）	危機レベルⅤ（全庁対応レベル）
設置区分	警戒本部 被害の発生に備えた対応	対策本部 所管部局又は複数部局で対応	対策本部 全庁的又は特に重大な案件への対応
設置者	危機管理監	市長	市長
本部長	危機管理監	市長	市長
副本部長	主たる対応部長	副市長，水道局長，教育長	副市長，水道局長，教育長
本部員	関係部長 その他必要と認める者	関係部長 危機管理監 その他必要と認める者	消防局長 危機管理監 その他必要と認める者
主な所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応方針の決定及び実施 ・ 被害状況，応急対策等の総合的な掌握 ・ 関係機関との連絡調整及び協力要請 ・ 広報等に関する事項 ・ その危機対応を実施するため必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応方針の決定及び実施 ・ 被害状況，応急対策等の総合的な掌握 ・ 関係機関との連絡調整及び協力要請 ・ 広報等に関する事項 ・ その危機対応を実施するため必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応方針の決定及び実施 ・ 被害状況，応急対策等の総合的な掌握 ・ 関係機関との連絡調整及び協力要請 ・ 広報等に関する事項 ・ その危機対応を実施するため必要な事項
本部会議開催場所	設置者が定める場所	主たる対応課	本部会議室
対策会議		対策会議（対策本部会議に置く）	対策会議（対策本部会議に置く）
主宰者		主たる対応部長	危機管理監
構成員		関係課長，危機対策課長 その他必要と認める者	各部長，各区長 消防局次長，保健所長 その他必要と認める者
主な所掌事務		<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策の実施のための調整 ・ 危機関係情報の収集及び関係部局，関係機関への情報提供 ・ その他対策本部において必要とする事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策の実施のための調整 ・ 危機関係情報の収集及び関係部局，関係機関への情報提供 ・ その他対策本部において必要とする事項
事務局	危機管理防災局	主たる対応部局（危機管理防災局）	危機管理防災局
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該危機に関する情報の収集整理 ・ 本部会議資料の調整 ・ 収集した情報の関係部局への提供 ・ その他本部の庶務に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該危機対策に関する情報の収集整理 ・ 本部会議資料の調整 ・ 本部会議での決定事項の各部局への伝達及び実施の促進 ・ 各部局間の連絡調整 ・ その他本部の庶務に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該危機対策に関する情報の収集整理 ・ 本部会議資料の調整 ・ 本部会議での決定事項の各部局への伝達及び実施の促進 ・ 各部局間の連絡調整 ・ その他本部の庶務に関する事項

附一

